

**令和4年度 いぶすき広域周遊促進事業
企画公募型コンペティション 仕様書**

令和4年5月

いぶすき広域観光推進協議会

1 委託業務名

令和4年度 いぶすき広域周遊促進事業

2 業務の目的

いぶすき広域観光推進協議会では、本エリア(指宿市、南九州市、南大隅町)への誘客を促進し、滞在時間の延長を図る周遊事業を展開する。

本業務では、本エリアがもつ多様な観光資源や魅力を体感するとともに、本エリアに設置する風鈴やヒマワリ・菜の花といった四季のコンテンツを活かした周遊企画を展開する。

また、連動性のある効果的なプロモーションを実施することにより、本エリアの回遊性を高めるとともに、消費の拡大及び、山川-根占航路の利用促進を図ることを目的とする。

3 予算額

3,500 千円(税込)

※当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

4 契約期間

契約締結の日から令和5年2月28日(火)まで

5 対象地域

指宿市、南九州市、南大隅町

6 参考ターゲット

- ・30代～50代のマイカーやバイクで移動可能な人
- ・鹿児島県内や福岡、宮崎、熊本、大阪エリアに居住する人
- ・少人数旅行者、ファミリー層

7 委託業務の概要

(1)周遊事業の企画・実施

本エリアがもつ多様な観光資源や魅力を体感するとともに、本エリアに設置する風鈴やヒマワリ・菜の花といった四季のコンテンツを活かしたテーマ性のある周遊事業の企画・実施。

これまでの定番スポットに加えて、知る人ぞ知る隠れたスポットや、朝・昼・夜のさまざまな表情を活かしたコンテンツ、目新しい視点での観光素材の掘り起こし及び発信を行う。

(2)観光プロモーション

本エリアでの滞在時間の延長及び周遊促進を図るため、連動性のある効果的なプロモーションを実施する。プロモーションツールや広報媒体等の活用、企画の実施などにおいては、素材の洗い出しから情報発信・拡散まで即効性のある効果的な事業展開を図ることとする。また、実施にあたっては山川-根占航路の利用促進につながる内容とすること。

(3)事業効果報告

事業終了後は、本事業の効果報告を提出する。成果物等について、納品の形式、方法等に関しては、実施内容により協議する。また報告書内に今後の事業の提言を盛り込む。

8 スケジュール案

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公募準備	●										
公募	→										
業者選定		●									
契約		●									
プロモーション開始			●	→	→	→	→	→	→	→	→
実績報告										●	

9 著作権・特許等

- (1)受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権)を、いぶすき広域観光推進協議会に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前にいぶすき広域観光推進協議会の承諾を得るものとする。
- (2)受託事業者は、いぶすき広域観光推進協議会の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3)成果物で使用する文章、写真、図版などは全ていぶすき広域観光推進協議会内での利用若しくはいぶすき広域観光推進協議会が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。また、必要があれば、各市町から写真等の素材を提供することは可能とする。
- (4)本業務にて作成する媒体及び WEB 等に使用する、いぶすき広域観光推進協議会が著作権を得ることができない図版及び写真については、二次使用が可能なこととする。
- (5)成果物の使用期限は設けないものとする。
- (6)成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (7)著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (8)上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開が出来ないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

10 注意事項

- (1)提案企画の中でいぶすき広域観光推進協議会が行なう業務がある場合は、企画書に明確に明記すること。
- (2)本エリアでは、夏休み期間にドライブスタンプラリーを実施することから、これ以外の企画とすること。
- (3)提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。
- (4)契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。

- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (6) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。